

京都市上下水道局における技術開発に係る自主調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、国、地方公共団体、大学等教育機関、公益法人、民間企業等（以下「研究機関」という。）が技術開発に係る調査、研究及び試験等を、京都市上下水道局（以下「当局」という。）所有の施設を利用して行う調査（以下「自主調査」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(調査対象)

第2条 この要領の対象となる自主調査の内容については、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 研究機関の技術開発の途上にあるもの又は技術開発が終了し、実用段階の技術であるが、当局の事業への適用については未知であるもの。
- (2) 調査研究の目的が、当局の行政目的に合致すると判断されるもの。

(遵守事項)

第3条 自主調査を行う研究機関は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 当局所有の施設内における運転管理及び維持管理作業等の妨げとならないこと。
- (2) 自主調査に係る費用及び経費は、原則すべて研究機関の負担とすること。
ただし、営利を目的とせず、学術研究等を行う場合については、この限りではない。
- (3) 調査終了後は、当局へ報告書を提出すること。

(自主調査の申請)

第4条 自主調査を行おうとする研究機関は、自主調査申請書（第1号様式）（以下「申請書類」という。）を自主調査申請書作成要領に基づいて作成し、当該自主調査の内容に関する業務を所管する課（以下「所管課」という。）に提出するものとする。なお、提出部数は所管課との協議による。

(自主調査の審査及び採用の可否の通知)

第5条 申請書類の内容をもとに所管する部又は室の長が採用の可否を決定し、所管課は、研究機関にその結果を通知（第2号様式）するものとする。

(損害補償)

第6条 研究機関は、自主調査の実施時に、当局の施設又は第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うものとする。

(自主調査の中断又は中止)

第7条 自主調査を継続することにより当局施設の運用に支障をきたすおそれがあると当局が判断する相当な事由がある場合、又は天災その他やむを得ない事由が生じたために研究機関が自主調査を継続することが困難になった場合は、両者協議のうえ、自主調査を中断又は中止することができる。

(自主調査成果の公表)

第8条 自主調査の成果は、当局及び研究機関が共有するものとし、第三者に開示又は提供するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(自主調査成果の帰属)

第9条 自主調査の成果に基づく知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を受ける権利並びに当該権利に基づき取得される知的財産権をいう。)は、研究機関単独に帰属するものとする。ただし、研究機関は当局に対し、当該知的財産権の実施を許諾するものとし、具体的な実施条件等は、当局との協議によるものとする。

2 自主調査の成果に基づく著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、研究機関単独に帰属するものとする。ただし、研究機関は当局に対し、当該著作物の使用を許諾するものとし、具体的な実施条件等は、当局との協議によるものとする。

(守秘義務)

第10条 当局及び研究機関は、自主調査に関連して知り得た相手方の業務上の秘密事項(秘密である旨を指定された書面、電子情報その他の有形の媒体により提供された情報をいう。)については、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩し、自主調査の目的以外で使用してはならない。なお、守秘義務を負う期間については、当局及び研究機関での協議によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の号のいずれかに該当する情報は、秘密事項に含まれない。

- (1) 守秘義務を負うことなく自らが既に保有している情報
- (2) 守秘義務を負うことなく自らが正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
- (3) 相手方から知り得た情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 相手方から知り得た時点で既に公知であった情報、又は知り得た後に自らの責めに帰すことができない事由により公知となった情報

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。